

地域の医療を考える！！

「子どもの救急講習」

今年度も長生郡市内の小学校、  
保育所等で開催します！！



豊田保育所

「子どもの救急講習」は、  
茂原市長生郡医師会の医師  
(3人)にご協力をいただき、  
「当地域の小児救急医療体制  
の現状と、夜間に子どもの  
具合が悪くなった時の対処  
方法や適正受診の必要性等」  
について、入学前児童の保  
護者を対象に平成21年か  
ら実施しています。

子どもの救急講習で講師として活躍されている医師 3人



穴倉朋胤先生



清水三郎先生



大木専一郎先生



子どもの救急講習の講師

日本医師会

# 清水三郎先生が赤ひげ大賞を受賞しました！



▲田中豊彦管理者（左）と清水三郎先生（右）

「子どもの救急講習」で講師を務められている清水三郎先生が、この度『赤ひげ大賞』を受賞しました。『赤ひげ大賞』とは、地域の医療現場で長年にわたり、健康を中心に地域住民の生活を支えている医師に贈られる賞で、全国で5名の医師に贈呈され、清水先生は千葉県で初めての受賞者となりました。

清水先生には、長年にわたり当地域の医療にご尽力いただくとともに、茂原市長生郡医師会と当組合の共同事業の「子どもの救急講習」にボランティアでご協力いただき、「救急車の適正利用や医療機関の適正受診等」について広く啓発することで、夜間の救急現場で働く医療従事者の負担軽減にもつながっています。

## 子どもの救急講習 清水三郎先生からのコメント

出席して良かった、そんな講習会にしたいと考えています。  
気になることや疑問はその日に解決して、心豊かな生活を送りましょう。

## 16ミリ映写機操作講習会のお知らせ

16ミリフィルム・映写機を利用する場合は、「16ミリ映写機操作講習修了証」が必要です。長生郡市視聴覚教材センターでは16ミリ映写機操作講習会を実施しておりますので、受講を希望される方は右下のQRコードから5月31日（金）までにお申し込みください。この講習の修了証を取得されますと、千葉県内で16ミリ映写機の操作を行うことが認められます。

**日 時** 6月8日（土）9：00～12：00（8：50から受付）

**会 場** 組管理棟2階「第1研修室」

**受講料** 無料

**持ち物** 横2.5cm×縦3cmの顔写真（写真の裏側に氏名を記入のこと）

■問い合わせ 長生郡市視聴覚教材センター ☎(25)6001





4月27日(土)～5月6日(月)

## ゴールデンウィーク中も通常どおりゴミ収集を行います

■問い合わせ 環境衛生課 業務係 ☎(23)4944

収集日は、令和6年度版

「ゴミと資源の分け方・出し方」にてご確認ください。



| ごみ処理場へ<br>の直接搬入      | 8:30～<br>11:45 | 13:00～<br>16:00 |
|----------------------|----------------|-----------------|
| 4月27日(土)             | ○              | 休み              |
| 4月28日(日)             | 休み             | 休み              |
| 4月29日(月)             | ○              | 休み              |
| 4月30日(火)<br>～5月2日(木) | ○              | ○               |
| 5月3日(金)・4日(土)        | ○              | 休み              |
| 5月5日(日)              | 休み             | 休み              |
| 5月6日(月)              | ○              | 休み              |

### し尿収集・浄化槽清掃

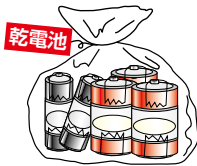
| 許可業者問い合わせ先          | 営業日                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (有)茂原中央商事 (22)5135  | 4月30日(火)～5月2日(木)<br>のみ営業<br><br>※4月27日(土)～29日(月)、<br>5月3日(金)～6日(月)は休業 |
| セントラル美装(株) (32)4582 |                                                                       |
| (有)マツオ産業 (42)3344   |                                                                       |
| (有)白子衛生 (33)5551    |                                                                       |

## 6月は乾電池の収集月、お忘れなく！

■問い合わせ 環境衛生課 業務係 ☎(23)4944

### 乾電池の捨て方

- 電池の端子部分にテープを貼る。
- 「乾電池」と表記した透明のビニール袋に入れる。
- 資源ごみの集積所に出す。  
※ビン・缶・ペットボトルの下や陰にならないよう注意！



×充電式電池は集積所には出せません。

収集日は、令和6年度版

「ゴミと資源の分け方・出し方」で  
ご確認ください！



|     |  |                                                                                             |
|-----|--|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂原市 |  | 公共施設内に乾電池の回収ボックス等を設置している市町村です。<br>設置場所や回収時間は市町村の環境担当課にお問い合わせください。<br><br>※長生村はQRコードで確認できます。 |
| 睦沢町 |  |                                                                                             |
| 長生村 |  |                                                                                             |
| 白子町 |  |                                                                                             |
| 長柄町 |  |                                                                                             |
| 長南町 |  |                                                                                             |

リチウムイオン電池などの小型充電式電池は  
電器店等のリサイクルボックスに！

リチウムイオン電池には衝撃を加えると発火する性質があります。不燃ごみなどに混入すると重大な事故につながる可能性があります。

### リチウムイオン電池を使用した製品の例

- ・電子タバコ、加熱式タバコ ・充電式シェーバー
- ・コードレス掃除機 ・ワイヤレスイヤホン
- ・携帯扇風機 など

リサイクルボックスが設置されているリサイクル推進店一覧などは組合のウェブサイトに掲載しています。  
電池の分別にご協力ください。



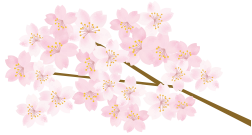
| 令和6年3月1日現在 | 人口(人)  |        |         |           | 世帯数<br>(世帯) |
|------------|--------|--------|---------|-----------|-------------|
| 市町村        | 男      | 女      | 計       | 前年<br>同月比 |             |
| 茂原市        | 42,757 | 43,689 | 86,446  | -739      | 41,891      |
| 一宮町        | 6,066  | 6,203  | 12,269  | -32       | 5,665       |
| 睦沢町        | 3,239  | 3,351  | 6,590   | -132      | 2,816       |
| 長生村        | 6,672  | 6,798  | 13,470  | -196      | 6,110       |
| 白子町        | 5,304  | 5,227  | 10,531  | -109      | 5,017       |
| 長柄町        | 3,184  | 3,117  | 6,301   | -129      | 2,944       |
| 長南町        | 3,603  | 3,616  | 7,219   | -187      | 3,194       |
| 計          | 70,825 | 72,001 | 142,826 | -1,524    | 67,637      |
| うち65歳以上    | 23,547 | 28,271 | 51,818  | 72        |             |
|            | 33.2%  | 39.3%  | 36.3%   |           |             |

令和6年第1回長生郡市  
広域市町村圏組合議会定例会

2月1日に開会し、令和5年度補正予算並びに令和6年度予算など、議案21件の審議を行い、2月19日に閉会しました。以下、審議の結果をお知らせします。

| 件 名            |                                                                                                                | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 案            |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1号<br>(原案可決)  | 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合<br>一般会計補正予算（第3号）                                                                             | ・ 予算の総額を67億2,686万9千円とするもの<br>(歳入歳出それぞれ4億3,196万2千円を減額)<br>人件費及び事業費の精査、過年度分市町村負担金清算金の還付や基金への積立、また、各費目の予算執行による増額及び減額、国県補助金や組合債の財源更正など                                                                                                                              |
| 第2号<br>(原案可決)  | 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合<br>特別会計火葬場・斎場事業費補正予算<br>(第1号)                                                                | ・ 予算の総額を1億9,160万3千円とするもの<br>(歳入歳出それぞれ818万5千円を追加)<br>人件費及び事業費の精査、過年度分市町負担金清算金の還付など                                                                                                                                                                               |
| 第3号<br>(原案可決)  | 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合<br>水道事業会計補正予算（第2号）                                                                           | ・ 業務の予定量の年間総給水量を1,910万1千立方メートル（3万1千立方メートル増）<br>一日平均給水量を5万2,189立方メートル（85立方メートル増）<br>・ 水道事業収益 50億7,525万1千円（1,024万1千円減）<br>・ 水道事業費用 47億9,325万4千円（3,676万円減）<br>・ 資本的収入 9億8,559万6千円（1億3,987万4千円減）<br>・ 資本的支出 26億6,188万8千円（5,988万6千円増）<br>・ 職員給与費 4億4,050万円（974万6千円減） |
| 第4号<br>(原案可決)  | 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合<br>病院事業会計補正予算（第2号）                                                                           | ・ 業務の予定量の年間入院患者数を29,280人（2,928人減）<br>年間外来患者数を82,960人（2,440人減）<br>・ 病院事業収益 33億8,218万7千円（1億1,074万円減）<br>・ 病院事業費用 33億7,013万6千円（1億1,074万円減）<br>・ 資本的支出 3億1,325万2千円（3,157万9千円減）<br>・ 職員給与費 20億5,721万8千円（6,361万8千円減）<br>・ たな卸資産購入限度額を5億3,621万4千円に改める                  |
| 第5号<br>(原案可決)  | 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合<br>一般会計予算                                                                                    | 概要は、8・9ページに掲載                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第6号<br>(原案可決)  | 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合<br>特別会計火葬場・斎場事業費予算                                                                           | 概要は、9ページに掲載                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 第7号<br>(原案可決)  | 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合<br>水道事業会計予算                                                                                  | 概要は、10ページに掲載                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 第8号<br>(原案可決)  | 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合<br>病院事業会計予算                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第9号<br>(原案可決)  | 監査の執行に関する条例の一部を改正する<br>条例の制定について                                                                               | 地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用する箇所で条ずれが生じたため、所要の改正をするもの                                                                                                                                                                                                                   |
| 第10号<br>(原案可決) | 職員の給与に関する条例及び一般職の任期<br>付職員の採用等に関する条例の一部を改正<br>する条例の制定について                                                      | 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、本組合においても一般職職員の給与について、これらに準じた改正をするもの                                                                                                                                                                                                        |
| 第11号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職<br>員の給与及び費用弁償に関する条例の一部<br>を改正する条例の制定について                                                   | 一般職職員における給与改定に準じ、給料表の改正をするもの。<br>また、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう改正をするもの。                                                                                                                                                                          |
| 第12号<br>(原案可決) | 使用料及び手数料条例の一部を改正する条<br>例の制定について                                                                                | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置及び変更の許可申請に係る手数料の額を、政令で定める標準額に改定をするもの                                                                                                                                                      |
| 第13号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置<br>等に関する条例の一部を改正する条例の制<br>定について                                                            | 地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用する箇所で条ずれが生じたため、所要の改正をするもの                                                                                                                                                                                                                   |
| 第14号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員<br>の給与の種類及び基準に関する条例の一部<br>を改正する条例の制定について                                                   | 地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう改正をするもの                                                                                                                                                                                                               |
| 第15号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条<br>例及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業<br>布設工事監督者の配置基準及び資格基準並<br>びに水道技術管理者の資格基準に関する条<br>例の一部を改正する条例の制定について | 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布により、水道法が改正され、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の改正をするもの                                                                                                                                                                 |
| 第16号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定<br>員、任免、給与、服務等に関する条例の一<br>部を改正する条例の制定について                                                   | 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定による消防団員の処遇改善を実施するため、所要の改正をするもの                                                                                                                                                                                                  |

| 議 案            |                                                       | 件 名 | 内 容                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------|
| 第17号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |     | 地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用する箇所が条ずれが生じたため、所要の改正をするもの             |
| 第18号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について        |     | 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、病院事業管理者の期末手当について、これらに準じた改正をするもの      |
| 第19号<br>(原案可決) | 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |     | 地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるよう改正をするもの         |
| 第20号<br>(原案同意) | 監査委員の選任につき同意を求めることについて                                |     | 議会選出監査委員の退任に伴い、新たな監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるもの |
| 第21号<br>(原案同意) | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                             |     | 教育委員会委員の任期満了に伴い、御園 正二 氏を任命するもの                            |

| 議長の紹介                                                                                                                                                                |  | 新議員の紹介                                                                                                                                                                                                           |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  <p>本議会定例会において、組合議会議長に小倉 利一氏（長生村議会議長職議員）が選出されました。<br/>組合議会議長<br/><b>小倉 利一 氏</b></p> |  | <p>12月11日就任<br/>白子町議会議長職議員 梅澤 哲夫 議員<br/>白子町議会選出議員 酒井 良信 議員</p> <p>1月22日就任<br/>睦沢町議会議長職議員 麻生 安夫 議員<br/>睦沢町議会選出議員 小川 清隆 議員</p>  |  |

## 甲種防火管理者資格講習のお知らせ

■問い合わせ 消防本部予防課 査察調査係  
☎(26)0119

**主 催** (一社)千葉県消防設備協会  
☎043(306)3871  
(一財)日本防火・防災協会  
☎03(6263)9903

**I 回目 講習日**  
6月20日(木)～6月21日(金)  
(2日間)

**受付期間**  
5月7日(火)～5月14日(火)

※2回目の開催も予定していますが、講習日などは未定です。

**募集人数** 各80名 ※先着順  
**講習会場** 勝浦市芸術文化交流センター  
(キュステ)ホールを予定  
(勝浦市沢倉523-1)

**受講料** 8,000円 (テキスト代を含む)

**申込方法** インターネット又はFAX申込  
※詳しくは、(一財)日本防火・防災協会のウェブサイトを御確認ください。

山武郡市消防本部及び夷隅郡市消防本部との共同開催となり多くの受講者が見込めますので、ご希望の方はお早めに問い合わせください。



## 危険物取扱者試験のお知らせ

■問い合わせ 消防本部予防課 危険物係  
☎(26)0119

●**願書受付**  
**願書配布場所** 消防本部予防課・各消防署  
**書面申請 ※郵送又は持参**

**期 間** 4月3日(水)～4月22日(月)  
(持参は、平日9:00～16:30)

**場 所** 消防試験研究センター千葉県支部  
(千葉市中央区末広2-14-1  
ワクボビル3階)

**電子申請**  
**期 間** 4月3日(水)～4月22日(月)  
※24時間対応。ただし毎週土曜日  
午前3時から午前5時はシステム  
メンテナンスのため申請不可。

●**危険物取扱者試験**  
**試験日・試験地**  
6月16日(日)  
千葉・銚子・勝浦会場  
6月23日(日)  
木更津・館山会場

●**受験者講習会 (任意)**  
**日 時** 5月10日(金) 9:30～16:45  
**場 所** 茂原市東部台文化会館  
(茂原市東部台1-7-15)





## 4月1日から有機ELテレビが家電リサイクル法対象品目になりました

家電リサイクル法対象品目は、次の3つのいずれかの方法で適正に処分してください。

## 家電リサイクル法対象品目の処分方法

## ・小売店に依頼する

①家電製品を購入した小売店または購入しようとする小売店に依頼する。

※通販サイトでも回収を行っています。

※収集運搬費用は、各小売店へお問い合わせください。

## ・自分で指定の引取場所まで運搬する

①事前によりサイクル料金を郵便局で支払い、家電リサイクル券を受け取る。

②家電リサイクル券と処分する家電を持って、指定の引取場所に運搬する。

※リサイクル料金及び引取場所は、環境衛生課へお問い合わせください。

## ・長生広域が許可した業者に収集を依頼する

①事前によりサイクル料金を郵便局で支払い、家電リサイクル券を受け取る。

②長生一廃許可組合 ☎(33)7676 に収集を依頼する。

※リサイクル料金の他に、収集運搬する業者に収集運搬費用を支払う必要があります。

※収集運搬費用は、長生一廃許可組合へお問い合わせください。



## 〈家電リサイクル法対象品目〉

- テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL）
- 冷蔵庫、冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機
- エアコン（室外機含む）

※上記以外の家電製品の処分方法は「ゴミと資源の分け方・出し方」をご覧ください。

フロンガス等を使用している「除湿機」「冷風扇」「ウォーターサーバー」  
「除湿機能付き空気清浄機」などの適正処分のお願い

組合のごみ処理場ではフロン類の処理ができないため、フロン類が残っている家電製品は、ごみ集積所へ出すことができません。また、ごみ処理場への持込み処分も受けられません。

フロン類を大気中に放出することは、地球温暖化の要因とも言われていますので、適正な処分をお願いします。

## ＜確認方法＞

家電製品の取扱説明書や製造番号などが記載されているシールなどの冷媒名の表記に「冷媒ガス」「フロンガス」「R-12、R-134a、R-22等（Rで始まるもの）」「HFC-134a」「HCFC-22」「CFC-12」と記載がある製品などです。

※ご不明な場合は製造業者にお問い合わせください。

## ＜処分方法＞

次のいずれかの方法で処分をお願いします。料金などは製造業者や販売店、処分の依頼先にご確認ください。

- ・製造業者や販売店に処分方法を問い合わせる
- ・ごみ収集許可業者に依頼する（長生一廃許可組合 ☎(33)7676）
- ・フロン類を回収業者で適正に回収した証明書があれば組合のごみ処理場で処分が可能

※エアコン、冷蔵庫・冷凍庫は家電リサイクル法対象品になりますので、処分方法が異なります。

詳しくは組合のウェブサイトでご確認ください。



|           |             |
|-----------|-------------|
| 除湿器<br>形名 | 〇〇〇〇〇〇      |
| 定格電圧      | 100V        |
| 定格周波数     | 50/60Hz     |
| 電動機定格消費電力 | 240/250W    |
| 製造番号      |             |
| 種 類       | B形          |
| 定格除湿能力    | 9.0/10.0L/日 |
| 定格電圧      | 100V        |
| 定格周波数     | 50/60Hz     |
| 定格消費電力    | 240/250W    |
| 圧縮機出力     | 150W        |
| 冷 媒 名     | HFC-134a    |
| 冷 媒 封 入 量 | 0.165kg     |
| 総 質 量     | 9.7kg       |
| 〇〇〇〇年製    |             |

## 令和5年度定例監査結果の概要を公表します

監査委員 片岡 修、小倉 利一

■ 監査の期日 令和5年12月21日 ■ 監査の場所 組合管理棟ふれあいホール

■ 監査の対象 事務局（一般会計・特別会計）・水道部（水道事業会計）・公立長生病院（病院事業会計）

■ 監査の主な実施内容

監査は、経済性・効率性・有効性に留意して事務分掌、歳入歳出予算の執行状況、補助金の交付状況、事務事業の執行状況、主要行事、その他特に苦心する業務概要、管理備品の増減状況、新規事業執行状況、使用帳簿、その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、各所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令等に適合し、適正かつ正確に行われているかに主眼を置き実施した。

■ 監査の結果

計画された事務事業は、ロシアによるウクライナ軍事侵攻の長期化を原因とした原料価格の高騰や半導体・電子部品等の入手困難により、事業の中止や変更、遅延を余儀なくされたものもあるが、概ね順調に進行している。

なお、関係諸帳簿については若干の誤記等も見られたが、概ね適切に処理されていると認められた。

■ 監査の意見

組合の財政は、その性格上、主要な財源を市町村の負担金に依存している。今年度の新最終処分場建設工事の着手に続き、消防庁舎建設や長生病院B棟建設など大きな事業が進められている中、事務事業の執行にあたっては、構成市町村の財政が大変厳しい状況にあることを職員一人ひとりが十分に認識し、市町村負担金の軽減を念頭に、引き続き経費の精査、節減に取り組まれない。

■ 所見

事務事業の執行状況に関する所見は、次のとおりである。検討のうえ一層適切に事務事業が執行されるよう要望する。

<一般会計>

●職員の人事については、令和5年度から定年年齢の引き上げと暫定再任用制度が施行されたが、当該職員の有効活用に努めるとともに、新規職員の採用等、職員の定数管理について長期的な視点に立ち組織運営に努められたい。

●契約事務については、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保及び不正行為の排除の徹底という契約事務の基本原則に鑑み、今後も入札制度の積極的な活用と適正な管理執行に努められたい。また、事業の特殊性や、やむを得ない理由等で随意契約となる場合は、理由を明確とし、関係書類に不備のないよう精査徹底されたい。

●介護認定審査会、障害支援区分認定審査会については、今後も医師会等関係機関の協力のもと、審査委員の確保と公正かつ円滑な審査会運営の継続に努められたい。

●休日在宅当番医制事業については、令和5年度から2医療機関による診療体制となったが、医療機関の負担が過重とならぬよう、引き続き適正受診の啓発に努められたい。

●夜間急病診療所については、台風第13号接近による大雨で床上浸水し、3日間の休診を余儀なくされたが、圏域内唯一の夜間初期診療機関として、夜間においても急病者が安心して診療を受けられるよう、今後も診療体制の確保に万全を期されたい。

●台風第13号接近による大雨では、最終処分場エコパーク長生の法面崩落や、ごみ処理場のエレベーターが浸水により使用不能となる被害を受けたものの、水害により発生した災害廃棄物については、被災した市町と協力し、早期処理に努めている。

●一般廃棄物の収集・処理、各処理施設の運転管理等の業務委託については、発注者の責任として業務が適正に執行されているかを常に把握し、緊張感の欠如による事故等が起きないように、受注者と連絡を密に取り合い適正な管理に努められたい。

●スポーツ運動広場等の屋外施設については、管理・運営を徹底するとともに、利用者の目線に立ち、一層のサービス向上に努められたい。また、施設利用に関して、ウェブサイト等による積極的な情報発信に努められたい。

●消防庁舎の整備計画については、西署、南署の用地購入に取り掛かり、建設に向け事務が進められているようだが、消防庁舎は地域防災の拠点施設となる重要な施設であるので、入念

に取り組む、地域住民が安心して生活できる消防体制の確立に努められたい。また、台風第13号接近による大雨では、当圏域内においても多くの被害が発生しており、常備消防だけではなく、地域防災力の一翼を担う消防団員の力は大きなものであった。消防団員の処遇改善については喫緊の課題であるとともに、圏域住民の安心安全を確保するため、引き続き消防団員の確保に努められたい。

●視聴覚教材センターは、圏域内唯一の視聴覚教育推進の機関として、各種団体等の要望を取り入れ、最新機器や教材等を整備し、視聴覚教育の拠点施設としての役割を認識して、その普及啓発を図るとともに、有効活用に努められたい。

<特別会計>

●長南聖苑は、利用者の要望や現場における課題を構成市町及び事務局と共有し、解決することが重要であり、利用者の目線に立った円滑な業務運営が図られるように努められたい。また、各種機械設備等の老朽化については、その状況を的確に把握し、計画的に改修を実施するよう施設管理の徹底に努められたい。

<水道事業会計>

●水道部は、圏域住民に安心で安全な水を安定して供給することが使命である。減少傾向にある料金収入や、老朽化に伴う施設の更新費用の増大により、経営環境は今後も厳しさを増していくことが予想されており、職員はこの厳しい状況を十分に認識し、持続的な健全経営を確保されるよう一層の経営努力に努められたい。

●また、九十九里地域の末端給水事業体の統合については、先行する用水供給事業体の統合による影響をよく見極め、構成市町村等と十分協議されたい。

<病院事業会計>

●公立長生病院は、救急指定病院として夜間・休日救急の医療を担っており、圏域住民からの期待とその責任は非常に大きい。長年の懸案となっている医師確保は、今後も大学病院との関係強化を図るなど医師の充足に努められたい。

●台風第13号接近による大雨では、A棟やB棟で浸水被害があったようだが、入院患者など施設利用者に不便のないよう、災害への対策、備えに万全を期し、圏域住民に対してより良い医療サービスを提供するよう、引き続き鋭意努力を願いたい。

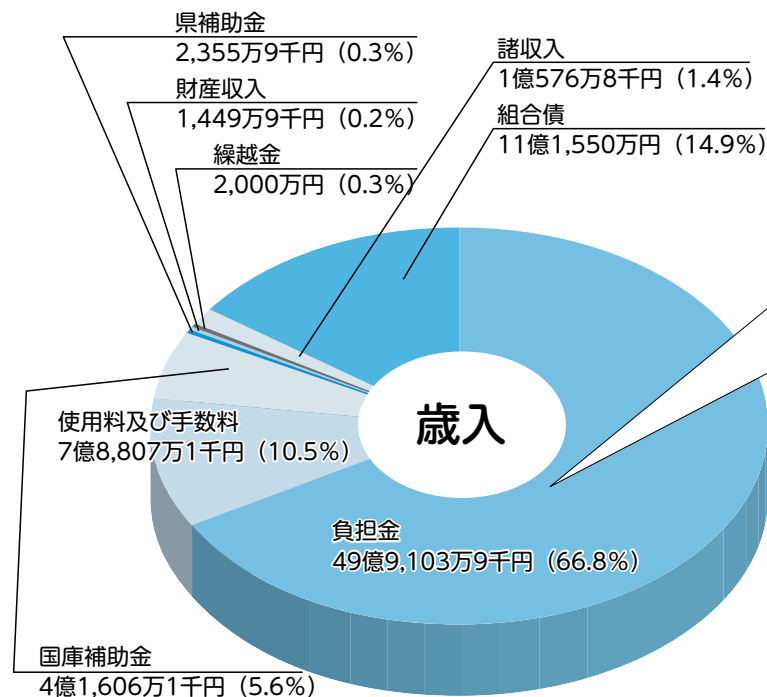
以上、監査の結果を報告する。





# 長生広域 令和6年度予算の概要をお知らせします

## 一般会計



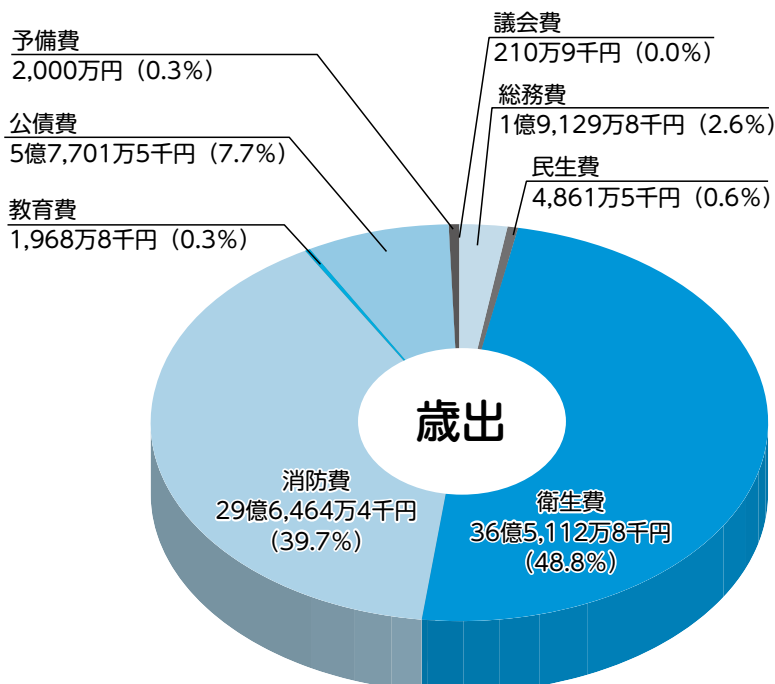
### 市町村負担金の内訳

|     |              |       |
|-----|--------------|-------|
| 茂原市 | 28億3,042万2千円 | 56.7% |
| 一宮町 | 4億5,162万9千円  | 9.1%  |
| 睦沢町 | 2億7,517万9千円  | 5.5%  |
| 長生村 | 4億6,908万6千円  | 9.4%  |
| 白子町 | 3億8,496万4千円  | 7.7%  |
| 長柄町 | 2億8,354万2千円  | 5.7%  |
| 長南町 | 2億9,621万7千円  | 5.9%  |

### 主な事業

- 衛生費
  - ・新最終処分場建設事業  
12億8,888万3千円  
(エコパーク長生に代わる新たな最終処分場を建設します)
- 消防費
  - ・消防庁舎建替え事業  
9,971万5千円  
(耐用年数を経過した2署の建替えをすすめています)
  - ・消防自動車の更新  
常備消防(救急車含む)3台  
1億8,479万2千円  
非常備消防6台 8,176万6千円
  - ・ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業負担金  
6,649万5千円

歳入歳出 74億7,449万7千円  
(前年比6億1,313万5千円の増)

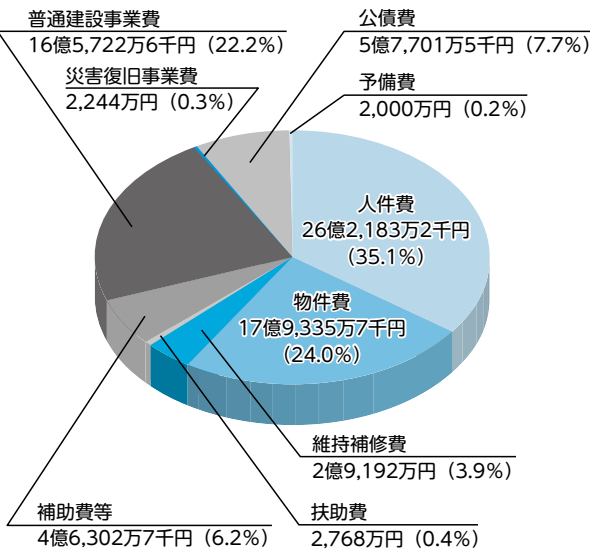


### 歳出

- 総務費
  - 庁舎等維持管理、市町村職員等の研修など
- 民生費
  - 介護認定及び障害支援区分認定審査判定業務など
- 衛生費
  - 夜間急病診療所の運営、夜間待機施設及び休日在宅当番医制業務委託、ごみ収集及び処理施設運転業務委託、新最終処分場建設事業など
- 消防費
  - 常備消防及び消防団の運営、消防自動車の更新整備、消防団施設の維持管理など



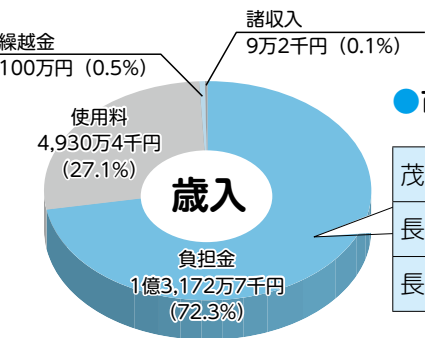
一般会計 歳出(性質別) \*歳出の性質別とは、組合で支出する経費を次の性質に分類したものです。



- 人件費 職員給料のほか、議会議員・消防団員及び各種委員の報酬
- 物件費 消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料など消費的な経費
- 維持補修費 ごみ処理施設など施設の機能を維持保全するための経費
- 扶助費 児童手当
- 補助費等 各種負担金、報償費や保険料など
- 普通建設事業費 新最終処分場の建設及び消防庁舎の建替え、また、消防自動車の購入などその効果が資本形成となるために支払われる経費
- 災害復旧事業費 令和5年9月8日の台風第13号の接近に伴う大雨により被害を受けた施設の原状回復にかかる経費
- 公債費 ごみ処理施設、消防署の建設などのために借り入れた資金の返済金

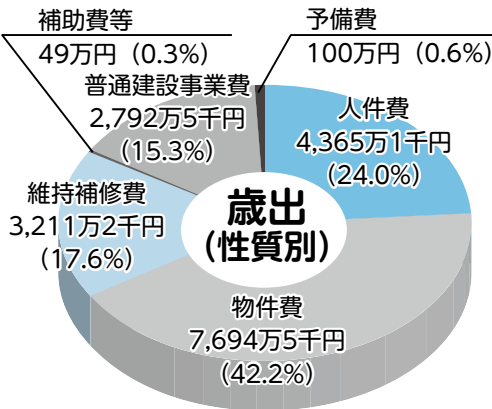
特別会計 火葬場・斎場事業費 (茂原市、長柄町、長南町の負担金で設置・運営しています)

歳入歳出 1億8,212万3千円  
(前年比129万5千円の減)



市町負担金の内訳

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| 茂原市 | 9,680万5千円 | 73.5% |
| 長柄町 | 1,593万3千円 | 12.1% |
| 長南町 | 1,898万9千円 | 14.4% |



テニスコート・スポーツ運動広場のご案内

| 区分                  | 利用料金(税込)                                         |
|---------------------|--------------------------------------------------|
| テニスコート・<br>スポーツ運動広場 | 長生郡市内の団体 1面 2時間 1,050円<br>長生郡市外の団体 1面 2時間 1,570円 |

利用時間 9時から17時まで  
(土・日・祝日は、9時・11時・13時・15時からのみ)

申込期間 利用する日の1ヶ月前から(日曜日を除く)

※日曜日は当日の受付ができません

- ・日曜日の利用は前日までに、専用利用許可申請と利用料の納入が必要です。
- ・土曜日及び祝日は、ごみ処理場の計量棟で受付をしています。



## 水道事業会計

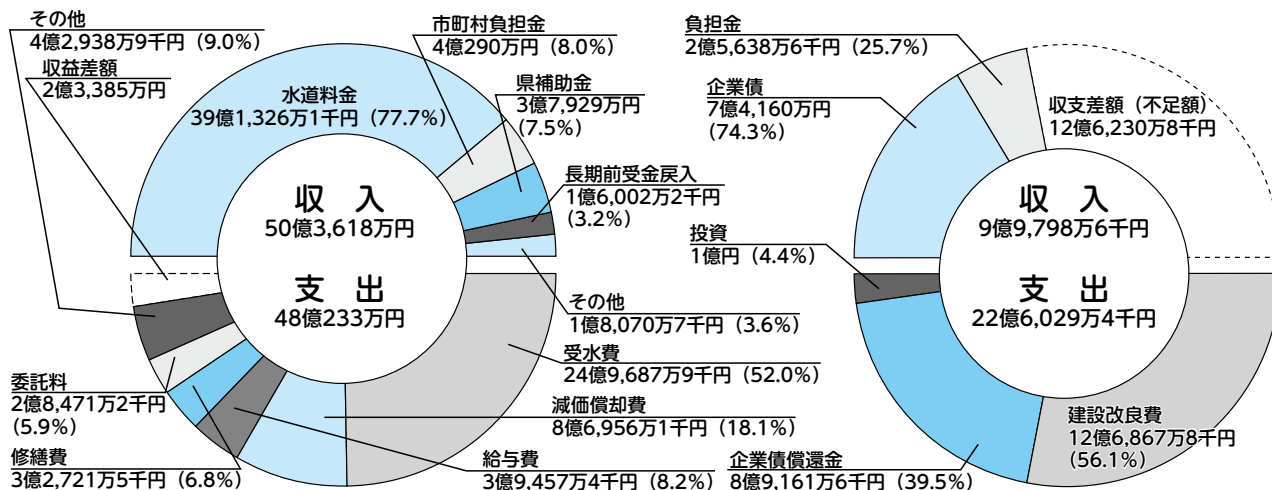
### 収益的収支

収益的収支は、収入額50億3,618万円に対し、支出額は48億233万円を見込んでおります。

### 資本的収支

資本的収支は、収入額9億9,798万6千円に対し、支出額は22億6,029万4千円を見込んでおります。

なお、収入が支出に不足する額12億6,230万8千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんします。



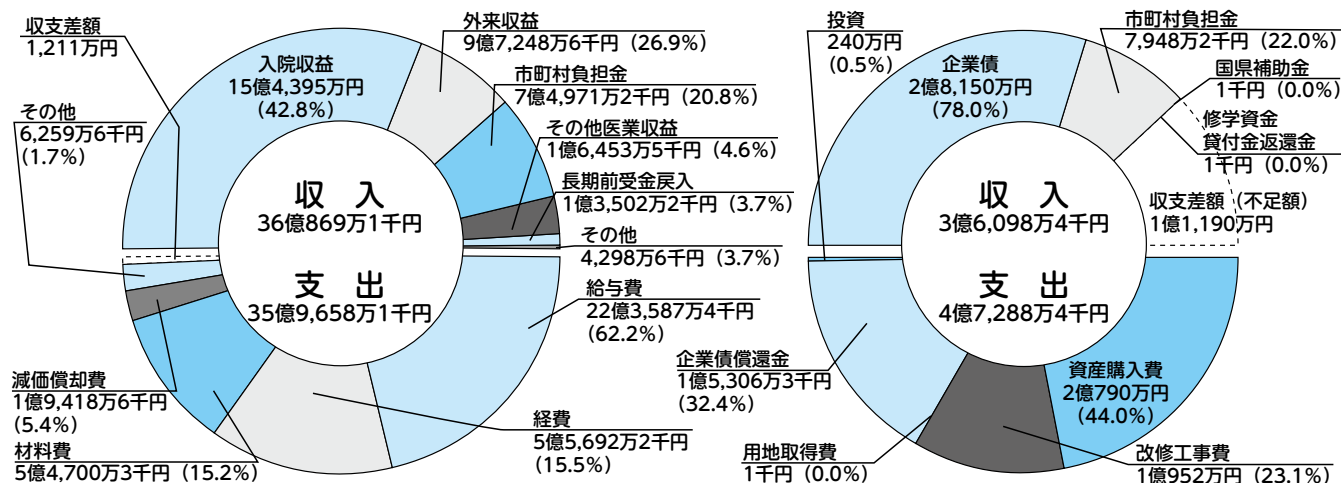
## 病院事業会計

### 収益的収支

収益的収支は、病院事業収益36億869万1千円に対し、病院事業費用は35億9,658万1千円を見込んでおります。

### 資本的収支

資本的収支は、収入額3億6,098万4千円に対し、支出額は4億7,288万4千円を見込んでおります。なお、収入が支出に不足する額1億1,190万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします。



## りそな銀行 窓口での上水道料金払込み受付終了について

■問い合わせ 水道部業務課 業務係 ☎(23)9482

6月28日(金)で、りそな銀行の窓口での上水道の料金払込み受付けが終了します。  
6月29日(土)以降は、お手持ちの納付書に納入場所として「りそな銀行」と記載されていても、りそな銀行の窓口では払込みができなくなります。なお、口座振替については引き続きご利用いただけます。

ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 上水道のクロスコネクション(違法接続)は法律により禁止されています

### クロスコネクションとは？

上水道と井戸水などの管が直接接続されている状態のことをいいます。  
また、バルブを設置して必要に応じて上水道と井戸水などを切り替えて使用する状態や一時的な使用であってもクロスコネクションになります。

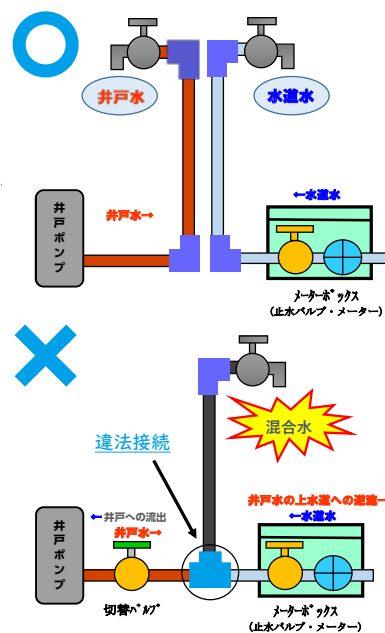
### なぜ禁止されているの？

上水道と井戸水などの管が接続されていると、水道本管に井戸水などが逆流することがあります。この逆流した水が汚染されていると、**広範囲に水質被害を引き起こしてしまう**ことになります。

### クロスコネクションになっている場合は？

長生広域水道事業給水条例に基づき、給水を停止させていただきます。  
水道水が井戸などに流れ込んだ場合は、原因者に高額な水道料金をお支払いいただくことになります。また、**水質被害により発生した損害の補償もすべて原因者の負担**となります。

■問い合わせ 水道部業務課 給水係 ☎(23)9482



## 漏水の早期発見にご協力を！～水は限りある貴重な資源です～

■問い合わせ 水道部維持課 維持係 ☎(23)9491

水道部では漏水調査を実施していますが、発見された漏水の多くはお客様からの連絡によるものです。漏水は大切な水が無駄になるだけでなく、道路の陥没や交通事故などの二次災害につながる恐れもあります。次のような場合は、水道管から漏水している可能性がありますので、お手数ですが水道部維持課までご連絡ください。

- ◎晴れているのに道路がぬれている。
- ◎水が急に出にくくなった。
- ◎普段乾いている溝にきれいな水が流れている。



## 令和6年度水質検査計画を策定しました

■問い合わせ 水道部施設課 施設係 ☎(23)9480

この計画書は、令和6年度に長生広域水道部で行う水質検査について、検査項目及び検査回数等を記載したものです。計画書は、水道部窓口で配布するほか、水道部ウェブサイトでもご覧いただけます。





## 救急案内

## \*\*\* 救急車の適正利用にご協力をお願いします \*\*\*

## 夜間 初期 救急

※救急患者が優先となります

|                                                     |      |                     |
|-----------------------------------------------------|------|---------------------|
| 長生郡市保健センター<br>夜間急病診療所                               | 受付時間 | 毎日・夜間 19時45分～22時45分 |
|                                                     | 診療科目 | 内科・小児科              |
| 外来の処置・投薬により<br>治療ができる比較的軽症な急病の方が対象です。               |      |                     |
| 電話番号<br><b>☎(24)1010</b> <b>又は</b> <b>☎(24)1011</b> |      |                     |

※発熱、せき、のどの痛み等の症状がある方は、受診される前に電話で確認をしてから来院してください。

※20時前の急病等については、消防本部☎(24)0119にお問い合わせください。

※23時以降は夜間待機病院(2次救急)で診療しています。事前に電話で確認をしてから受診してください。(内科・外科)

※当診療所へお越しの際は「おくすり手帳」をお持ちください。

## 夜間 2次 救急

※救急患者が優先となります

|                                                                     |      |                |
|---------------------------------------------------------------------|------|----------------|
| 夜間待機病院                                                              | 診療時間 | 毎日・夜間 20時～翌朝6時 |
|                                                                     | 診療科目 | 内科・外科          |
| 初期救急医療機関の後方病院として、<br>検査入院や手術等を要する救急患者の方が対象です。                       |      |                |
| テレフォン案内(22時45分～翌朝6時)<br><b>☎(24)1011</b> <b>又は</b> <b>☎(24)0119</b> |      |                |

※発熱、せき、のどの痛み等の症状がある方は、受診される前に電話で確認をしてから来院してください。

## 休日 救急

※救急患者が優先となります

|                                                                                                                                                                                                                            |      |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|
| 休日在宅当番医                                                                                                                                                                                                                    | 診療時間 | 日曜・祝日 9時～17時 |
|                                                                                                                                                                                                                            | 診療科目 | 内科系・外科系      |
| 消防本部☎(24)0119<br>(組合ウェブサイト、市町村広報及び当日の新聞朝刊に掲載)                                                                                                                                                                              |      |              |
| ***休日救急(日中)受診のお願い***<br>休日在宅当番医では、緊急性が低い患者さんの利用が増加し、診療に一部支障が出てきています。<br>緊急でない場合は、平日にかかりつけ医等を受診するなど、適正受診にご協力ください！<br>また、発熱、せき、のどの痛み等の症状がある方は、受診される前に電話で確認をしてから来院してください。<br>※休日在宅当番医は、内科系と外科系の2か所を<br>長生郡市内の医療機関が交代で診療しています。 |      |              |



## こども急病電話相談

## こども急病電話相談

|                                                                                                  |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 相談日時                                                                                             | 毎日・夜間 19時～翌朝8時 |
| プッシュ回線・携帯電話<br><b>#8000</b><br><b>又は</b><br>ダイヤル回線・#8000をご利用<br>いただけない場合<br><b>☎043(242)9939</b> |                |

こどもの急な病気で心配なとき、看護師、小児科医が電話でアドバイスします。

**こども急病  
電話相談**

受診した方が良いのか、  
様子をもてても大丈夫なのか、  
看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

※**局番なしの  
#8000**

長生市からは、043(242)9939におかけください。

●ダイヤル回線、光電話、IP電話、長生市からおかけの場合  
**☎043(242)9939**

●相談日時  
毎日・夜間 午後7時～翌午前8時

緊急・重症の  
場合は必ず  
「119」へ

## おとな急病電話相談

## 救急安心電話相談

|                                                                                                  |                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 相談日時                                                                                             | 平日・土曜日 18時～翌朝8時<br>日曜日・祝日 9時～翌朝8時<br>年末年始・GW |
| プッシュ回線・携帯電話<br><b>#7119</b><br><b>又は</b><br>ダイヤル回線・#7119をご利用<br>いただけない場合<br><b>☎03(6810)1636</b> |                                              |

急な病気で心配なとき、ご相談ください。

**救急安心電話相談**

使ったよかった！ 7119

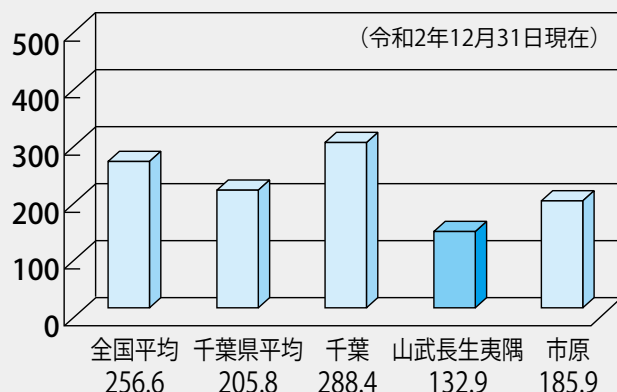
「けがをしてしまった」や「発熱が止まらない」など、緊急でない場合でも、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。

●**#7119**に  
相談してね

●**#7119**  
03-6810-1636

●相談日時  
18:00～翌朝8:00  
9:00～翌朝8:00

千葉県

千葉県における二次医療圏単位の  
人口10万人あたりの医師数

千葉県の人口あたりの医師数は全国でワースト5で、その中で最も少ない「山武長生夷隅医療圏」で夜間救急を支えるのは大変困難です。緊急でない場合は、平日の日中にかかりつけ医等を受診するなど適正受診にご協力ください！

